

通常の減価償却手続き

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	5期合計
売上高	350	350	350	350	350	1750
営業費用(減価償却費を除く)	200	200	200	200	200	1000
減価償却費	100	100	100	100	100	500
営業利益(=税引前当期純利益)	50	50	50	50	50	250
法人税等(税率40%)	20	20	20	20	20	100
当期純利益	30	30	30	30	30	150
繰越欠損金	0	0	0	0	0	(残高0)

”減価償却手続きなし”かつ”繰越欠損金制度あり”

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	5期合計
売上高	350	350	350	350	350	1750
営業費用(減価償却費を除く)	200	200	200	200	200	1000
減価償却費	500	0	0	0	0	500
営業利益(=税引前当期純利益)	-350	150	150	150	150	250
法人税等(税率40%)	0	0	0	40	60	100
当期純利益	-350	150	150	110	90	150
繰越欠損金	-350	-200	-50	0	0	(残高0)

”減価償却手続きなし”かつ”繰越欠損金制度なし”

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	5期合計
売上高	350	350	350	350	350	1750
営業費用(減価償却費を除く)	200	200	200	200	200	1000
減価償却費	500	0	0	0	0	500
営業利益(=税引前当期純利益)	-350	150	150	150	150	250
法人税等(税率40%)	0	60	60	60	60	240
当期純利益	-350	90	90	90	90	10
繰越欠損金	0	0	0	0	0	(残高0)



繰越欠損金制度とや
らがあるのなら、
減価償却手続き自体が
いりません。

極端に言えば、税務当局から見れば、減価償却手続きか繰越欠損金制度のどちらかあれば事足りることになる。この両者には、減価償却手続きは費用・収益対応の原則に重きを置いた手続きであり、繰越欠損金制度は損金算入額を総額のみで把握しようとする制度である、という違いがあるに過ぎない。